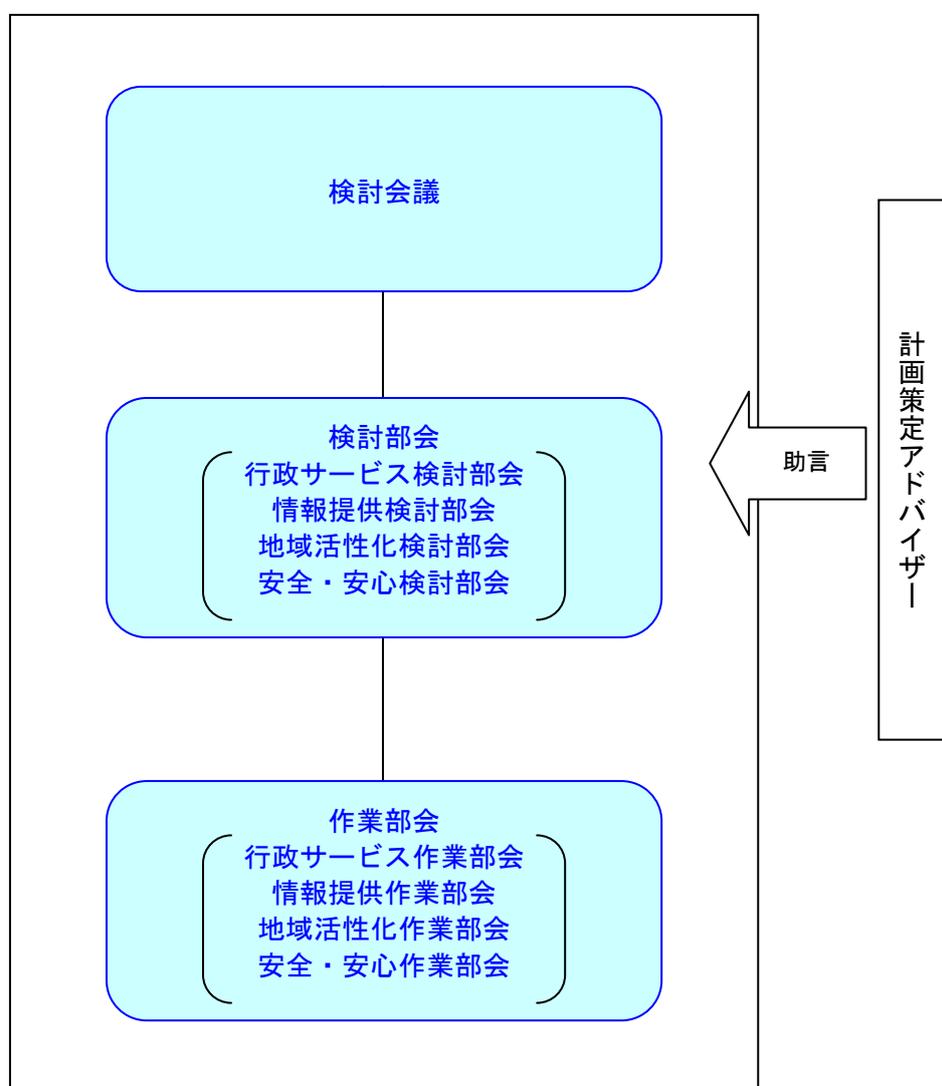


# 資料編

## 1 策定体制

本計画を策定するにあたりましては、行政サービス、情報提供、地域活性化、安全・安心の4つの庁内検討の部会を設置し、庁内の関係各課・機関により検討を重ね、さらに、学識経験者である計画策定アドバイザーからの助言をいただき、策定作業を進めてまいりました。

【策定体制図】



## 2 策定の経過

年度	開催日等	会議等
平成 20 年度	7月17日	主管会議（策定方針）
	9月10日	第1回作業部会（基本目標の検討）
	10月8日	第2回作業部会（基本目標の検討）
	10月20日～28日	庁内情報関連施策調査の実施
	10月31日	第3回作業部会（基本目標、施策の検討）
	11月26日	第4回作業部会（重点取組の検討）
	12月5日	第5回作業部会（重点取組の検討）
	12月22日	第1回検討会議（計画中間報告）
	2月5日	第6回作業部会（重点取組の検討）
	3月6日	第2回検討会議（策定体制見直し）
平成 21 年度	4月16日	第3回検討会議（現行計画の総括、新計画の考え方、策定体制、計画構成案）
	5月14日	第1回合同検討部会（計画概要、検討事項）
	5月18日	企画財政局経営会議（計画及び成果指標の考え方）
	5月27～29日	第1回作業部会（課題抽出及び分類）
	6月15～18日	第2回作業部会（課題抽出及び分類、施策の方向性の検討）
	7月6～8、14日	第3回作業部会（主な取組の検討）
	7月28～31日	第4回作業部会（主な取組の検討）
	8月	策定アドバイザーからの意見（1回目）
	8月11～14日	第2回検討部会（施策の方向性、主な取組案）
	9月3日	第4回検討会議（施策の方向性、主な取組案）
	9月7～10日	第5回作業部会（取組内容の検討）
	9月24、25日、10月1日	第6回作業部会（取組内容の検討）
	10月	策定アドバイザーからの意見（2回目）
	10月15～16日	第7回作業部会（計画素案の審議）
	10月22～23日	第3回検討部会（計画素案の審議）
	10月29日	第5回検討会議（計画素案の審議）
	11月4日	企画財政局経営会議（計画素案の審議）
12月15日～1月21日	パブリックコメント実施	
2月3日	第6回検討会議（計画最終案の審議）	
3月	計画策定	

### 3 (仮称) 情報マネジメント推進計画策定検討会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、(仮称)情報マネジメント推進計画策定検討会議の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 (仮称)情報マネジメント推進計画(以下「情報マネジメント推進計画」という。)の策定に関する事項を審議するため、情報マネジメント推進計画策定検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3条 検討会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報マネジメント推進計画の策定に関すること。
- (2) その他、情報マネジメント推進計画の策定における重要事項に関すること。

(検討会議)

第4条 検討会議は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 検討会議の長(以下「議長」という。)は、企画部長をもって充てる。
- 3 議長は、検討会議を代表し、会務を総括する。
- 4 議長は、必要に応じて検討会議を招集する。
- 5 議長は、運営上必要がある場合は、検討会議に構成員以外の者の出席を求め、意見等を徴することができる。

(検討部会)

第5条 情報マネジメント推進計画の詳細検討を行うため、検討会議の下部組織として、次に掲げる分野ごとに検討部会を設置する。

- (1) 「行政サービス」部会
- (2) 「情報提供」部会
- (3) 「地域活性化」部会
- (4) 「安全・安心」部会

- 2 検討部会の構成員及び検討部会長(以下「部会長」という。)は別表のとおりとする。
- 3 検討部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。
- 4 部会長は、運営上必要がある場合は、検討部会に構成員以外の者の出席を求め、意見等を徴することができる。
- 5 各検討部会に作業部会を設置し、検討部会の指示に基づいた作業等を行う。

- 6 作業部会の構成員は、検討部会を構成する機関の長が指名する職員及び企画部情報政策担当の職員で構成する。
- 7 作業部会の長(以下「作業部会長」という。)は、検討部会長の機関に所属する職員をもって充てる。
- 8 作業部会の会議は、各作業部会長が必要に応じて招集する。
- 9 作業部会長は、運営上必要がある場合は、作業部会に構成員以外の者の出席を求め、意見等を徴することができる。

(庶務)

第6条 検討会議、検討部会、作業部会等の庶務は、企画部情報政策担当において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議等の運営等について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月27日から施行する。

別表(第4条関係)

構 成 員
企画部長
企画政策課長
経営監理課長
広報課長
情報システム課長
財務課長
総務課長
情報公開室長
職員課長
健康福祉総務室長
市民総務室長
市民協働推進課長
環境経済総務室長
都市建設総務室長
教育総務室長
消防総務課長
企画部参事(情報政策担当)

別表(第5条関係)

検討部会	作業部会
「行政サービス」部会 経営監理課長（部会長） 情報システム課長 税務企画課長 市民税課長 職員課長 保健福祉総合相談課長 地域医療課長 国民健康保険課長 国民年金課長 介護保険課長 地域保健課長 戸籍住民課長 橋本出張所長 大野南出張所長 企画部参事（情報政策担当）	「行政サービス」部会 経営監理課（部会長） 情報システム課 税務企画課 市民税課 職員課 保健福祉総合相談課 地域医療課 国民健康保険課 国民年金課 介護保険課 地域保健課 戸籍住民課 橋本出張所 大野南出張所 企画部情報政策担当
「情報提供」部会 広報課長（部会長） 総務課長 情報公開室長 障害福祉課長 市民相談課長 都市計画課長 土木システム推進室長 企画部参事（情報政策担当）	「情報提供」部会 広報課（部会長） 総務課 情報公開室 障害福祉課 市民相談課 都市計画課 土木システム推進室 企画部情報政策担当

検討部会	作業部会
「地域活性化」部会 広報課長 都市みらい研究所副所長 情報システム課長 地域福祉課長 こども青少年課長 市民協働推進課長（部会長） 市民相談課長 交通・地域安全課長 産業振興課長 商業サービス業課長 観光振興課長 環境対策課長 水みどり環境課長 廃棄物政策課長 学校教育課長 青少年相談センター所長 生涯学習課長 企画部参事（情報政策担当）	「地域活性化」部会 広報課 都市みらい研究所 情報システム課 地域福祉課 こども青少年課 市民協働推進課（部会長） 市民相談課 交通・地域安全課 産業振興課 商業サービス業課 観光振興課 環境対策課 水みどり環境課 廃棄物政策課 学校教育課 青少年相談センター 生涯学習課 企画部情報政策担当
「安全・安心」部会 情報システム課長 地域福祉課長 地域医療課長 介護予防推進課長 こども青少年課長 保健予防課長 市民協働推進課長 消費生活課長 防災計画課長 交通・地域安全課長 教育総務室長 学務課長 学校教育課長 青少年相談センター所長 救急対策課長 指令課長 企画部参事（情報政策担当）（部会長）	「安全・安心」部会 情報システム課 地域福祉課 地域医療課 介護予防推進課 こども青少年課 保健予防課 市民協働推進課 消費生活課 防災計画課 交通・地域安全課 教育総務室 学務課 学校教育課 青少年相談センター 救急対策課 指令課 企画部情報政策担当（部会長）

## 4 (仮称) 情報マネジメント推進計画策定アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 (仮称)情報マネジメント推進計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、社会経済情勢の変化や情報通信技術について、学識経験者の助言を随時取り入れるため、計画策定アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を設置する。

(職務)

第2条 アドバイザーは、次の各号に掲げる事項について専門的立場から助言を行うものとする。

- (1) 計画全体に関すること。
- (2) 施策分野に関すること。
- (3) 施策分野別の詳細な重点プランに関すること。

(資格)

第3条 アドバイザーは、情報通信技術を各施策分野(地域活性化、安全安心、行政サービスの利便性向上など)に効果的に活用していくことにおいて精通した学識経験者とする。

(定数)

第4条 アドバイザーの定数は3人以内とする。

(依頼)

第5条 アドバイザーは、第3条に規定する分野において、学識経験者としての専門的見地から助言をする者として市長が依頼する。

(依頼の期間)

第6条 アドバイザーとして依頼する期間は、依頼の日から計画が策定されるまでの期間とする。

(依頼の取消し)

第7条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、その依頼を取り消すことができる。

- (1) アドバイザーから辞退の申入れがあり、市長がやむを得ない事情があると認めるとき。
- (2) アドバイザーの活動ができなくなったとき。

(謝礼)

第8条 市長は、アドバイザーに対し、予算の範囲内で謝礼を支給する。

(庶務)

第9条 アドバイザーに関する事務は、企画部情報政策担当において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(仮称) 情報マネジメント推進計画策定アドバイザー名簿

敬称略 五十音順

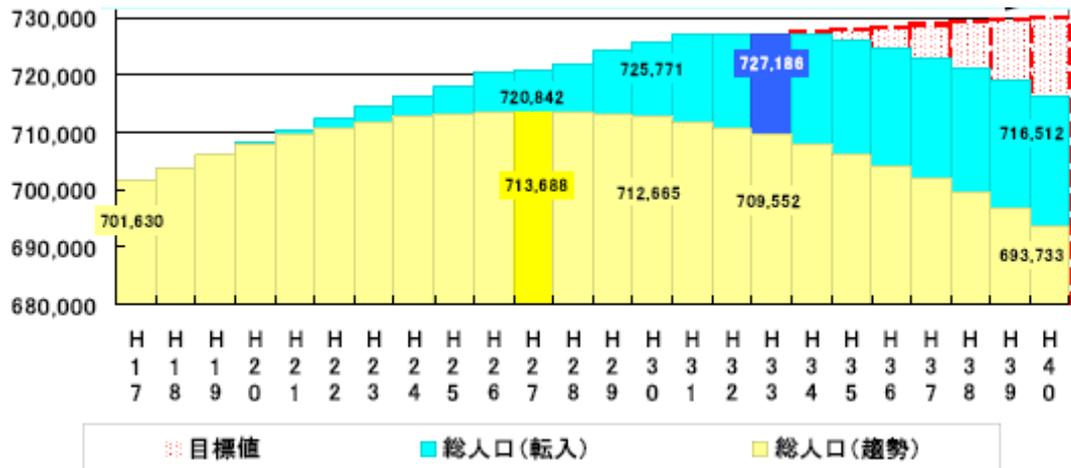
氏 名	所 属・役 職 等
飯島 泰裕	青山学院大学社会情報学部／大学院 教授
中村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 教授
村井 祐一	田園調布学園大学人間福祉学部地域福祉学科 教授

## 5 基本資料

### ■人口推計

本市の人口は、平成17年の701,630人(国勢調査結果)から、平成27年には、720,842人、平成30年には725,771人、平成34年には716,512人と予測されており、緩やかな増加傾向にあります。

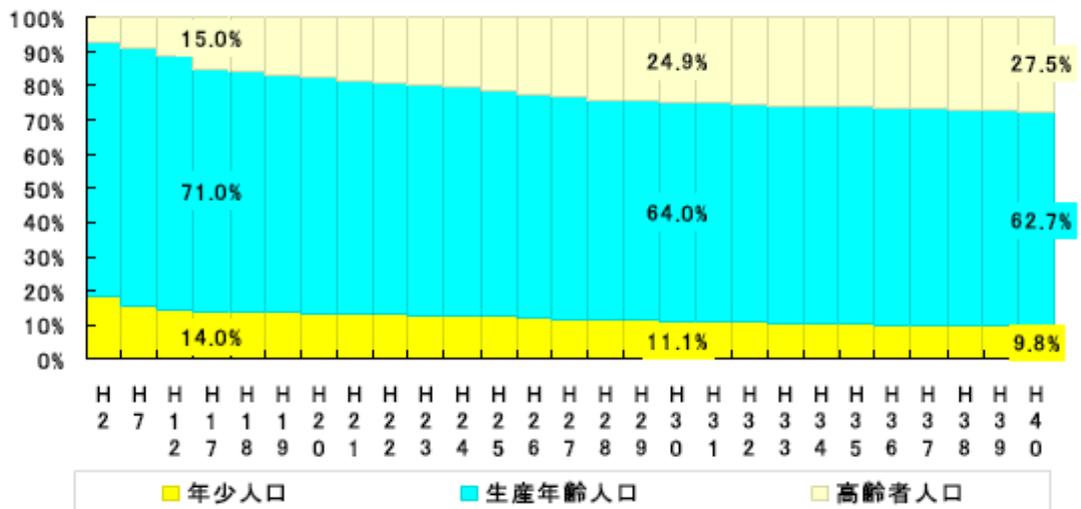
○人口推計(「新しい総合計画策定に係る基礎調査(主要フレーム推計)」(抜粋))



### ■年齢構成

総人口に占める高齢者人口の割合は、平成17年の15.0%が、平成30年には24.9%への増加が見込まれる一方、年少人口の割合は、平成17年の14.0%が、平成30年には11.1%への減少が見込まれることから少子高齢化が進行する傾向にあります。

○年齢構成(「新しい総合計画策定に係る基礎調査(主要フレーム推計)」(抜粋))



○「人口・年齢構成数」推計結果

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 30 年
総人口数	701,630 人	712,409 人	720,842 人	725,771 人
年少人口 (0～14 歳)	98,098 人 (14.0%)	92,607 人 (13.0%)	85,024 人 (11.8%)	80,702 人 (11.1%)
生産年齢人口 (15～64 歳)	498,195 人 (71.0%)	482,927 人 (67.8%)	467,211 人 (64.8%)	464,275 人 (64.0%)
高齢者人口 (65 歳以上)	105,337 人 (15.0%)	136,875 人 (19.2%)	168,607 人 (23.4%)	180,794 人 (24.9%)

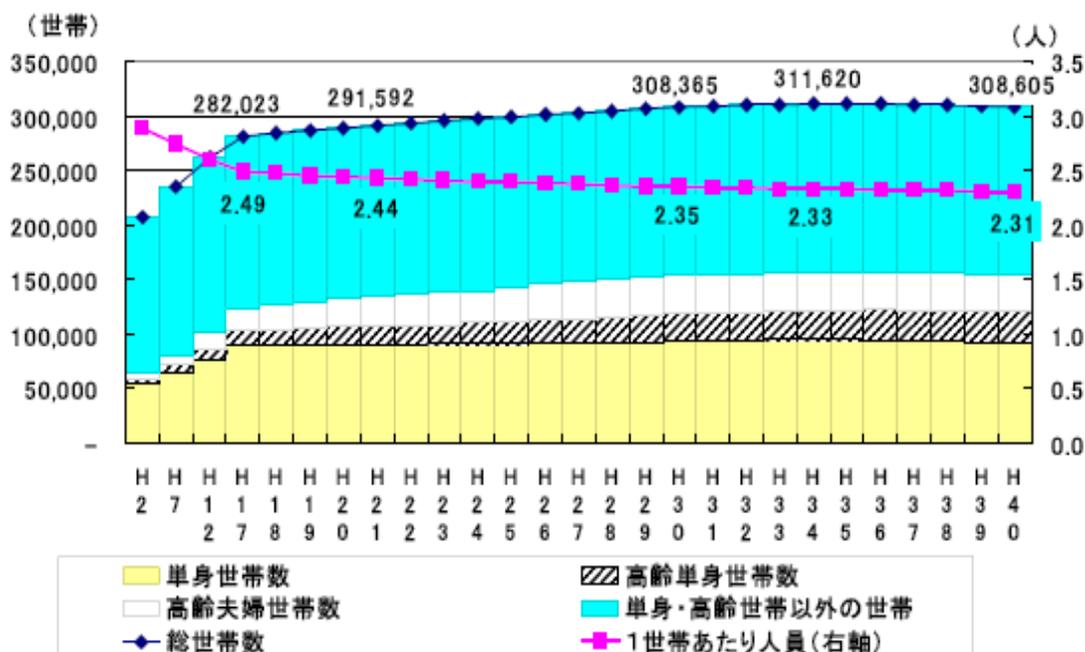
(「新しい総合計画策定に係る基礎調査 (主要フレーム推計)」(抜粋))

■世帯数

世帯数は、平成 17 年の 282,023 世帯から平成 30 年の 308,365 世帯への増加が見込まれ、その後も平成 34 年頃まで緩やかな増加傾向にあります。

また、高齢夫婦世帯(世帯主が 65 歳以上の夫婦のみ世帯)についても、平成 17 年の 21,739 世帯から増加傾向が続き、平成 33 年には約 36,000 世帯になると見込まれています。高齢単身世帯も平成 40 年には約 27,000 世帯と 2 倍程度の増加が見込まれています。

○全世帯数推計(「新しい総合計画策定に係る基礎調査 (主要フレーム推計)」(抜粋))

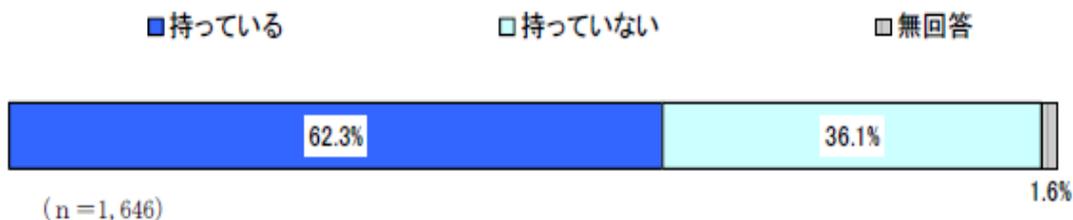


## 6 インターネット利用状況等

### ■インターネットの利用状況

#### (1) パソコンの所持状況

市民のパソコン所持状況については、「持っている」が62.3%、「持っていない」が36.1%という状況となっています。



市政に関する世論調査(平成20年度)(抜粋)

#### (2) インターネットの利用割合

パソコンを持っている人については、81.5%が「日ごろから利用している」一方で、17.5%が「利用していない」状況となっています。

パソコンの所持状況が約6割であり、非常に多い状況ではありませんが、持っている約8割の人がインターネットを日ごろから利用していることから、インターネットを活用した取り組みが有効であると考えられます。



市政に関する世論調査(平成20年度)(抜粋)

### (3) 携帯電話の所持状況

市民の携帯電話の所持状況については、「持っている」が81.3%、「持っていない」が17.3%という状況となっています。

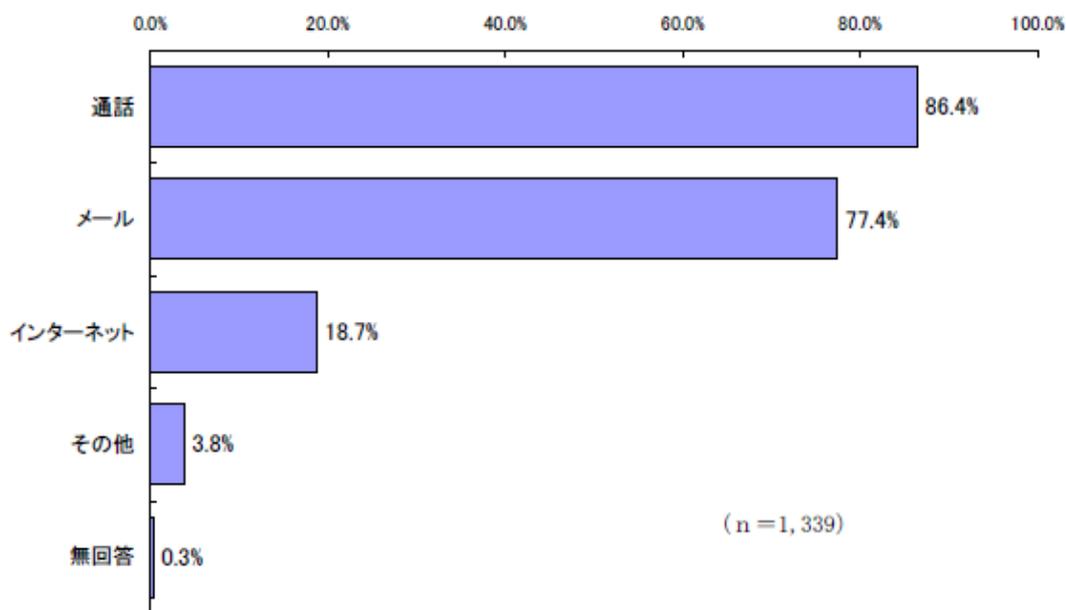


市政に関する世論調査(平成20年度)(抜粋)

### (4) 携帯電話の利用目的

携帯電話を持っている人の利用目的については、「通話」(86.4%)、メール(77.4%)、インターネット(18.7%)という状況になっています。

携帯電話の所持状況が約8割と多いこと、また、利用目的でメールが約7割強であることから、携帯電話のメール機能を活用した取り組みが有効であると考えられます。



市政に関する世論調査(平成20年度)(抜粋)

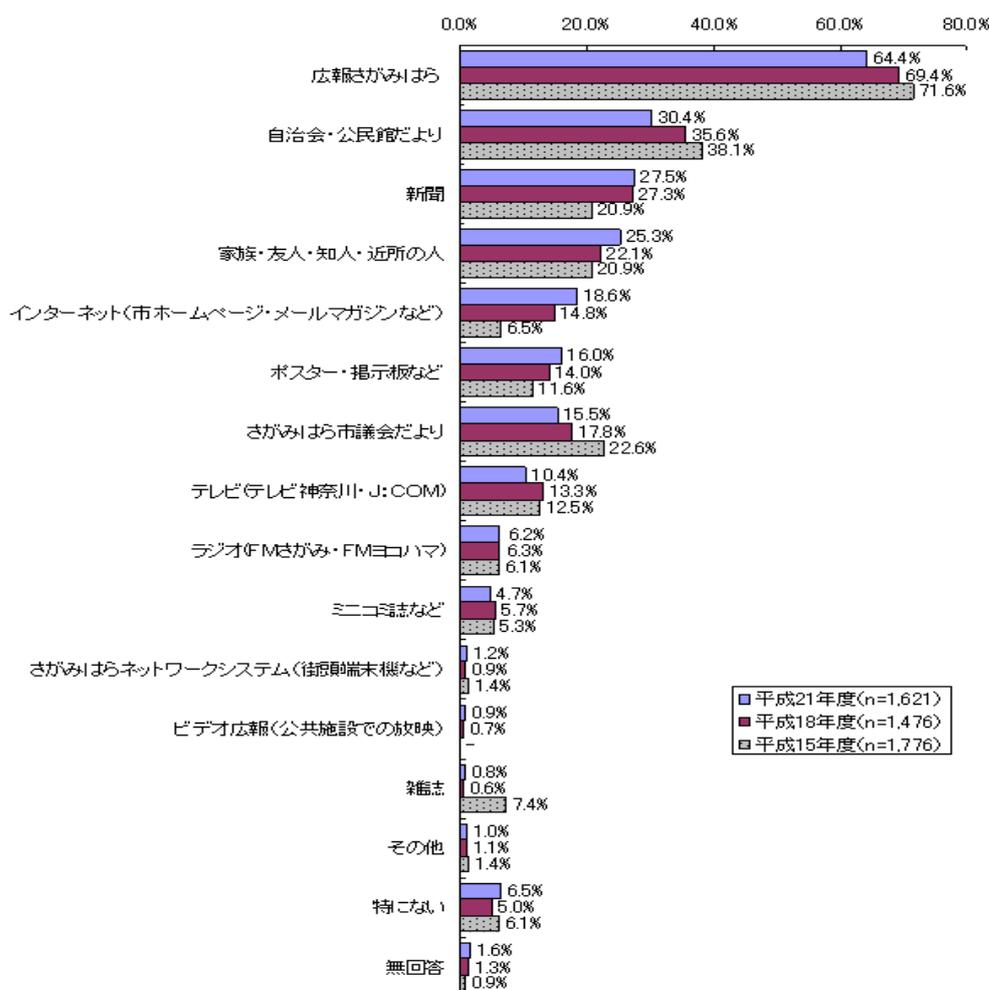
## 7 「情報」に関する市民ニーズ

### ■ 「相模原市の情報」の情報源

相模原市についての情報源をたずねたところ、「広報さがみはら」(64.4%)がもっとも高く6割を超えています。以下、「自治会・公民館だより」(30.4%)、「新聞」(27.5%)、「家族・友人・知人・近所の人」(25.3%)、「インターネット(市ホームページ・メールマガジンなど)」(18.6%)と続いています。

前回の調査結果と比較すると、「インターネット(市ホームページ・メールマガジンなど)」は、前回から3.8ポイント増加しています。一方、「広報さがみはら」は、5.0ポイント、「自治会・公民館だより」は、5.2ポイント減少しています。

この結果から、今後、「相模原市の情報」の入手先として、インターネットの利用が増加することが見込まれます。

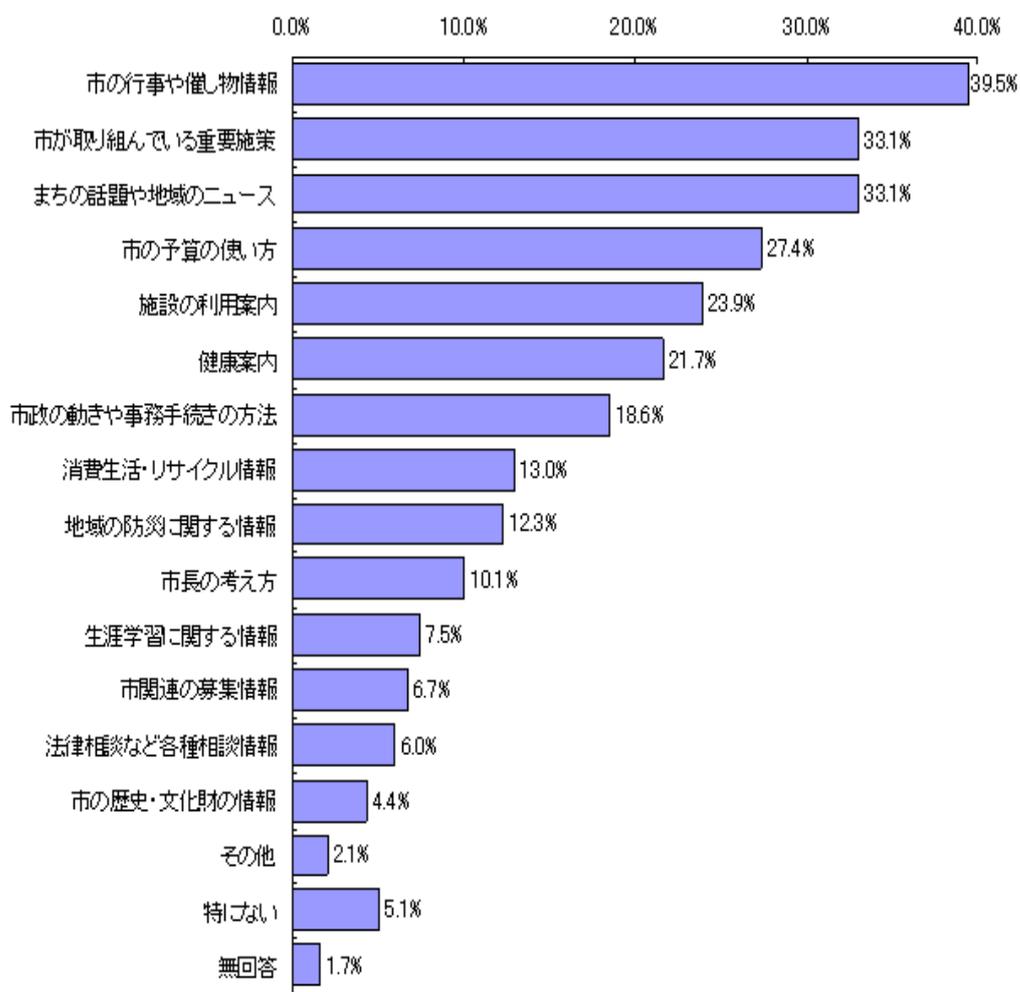


市政に関する世論調査(平成21年度)(抜粋)

■必要としている情報

(1) 市政について知りたいこと

市政について知りたいことをたずねたところ、「市の行事や催し物情報」(39.5%)、「市が取り組んでいる重要施策」(33.1%)、「まちの話題や地域のニュース」(33.1%)が3割を超えています。以下、「市の予算の使い方」(27.4%)、「施設の利用案内」(23.9%)と続いています。

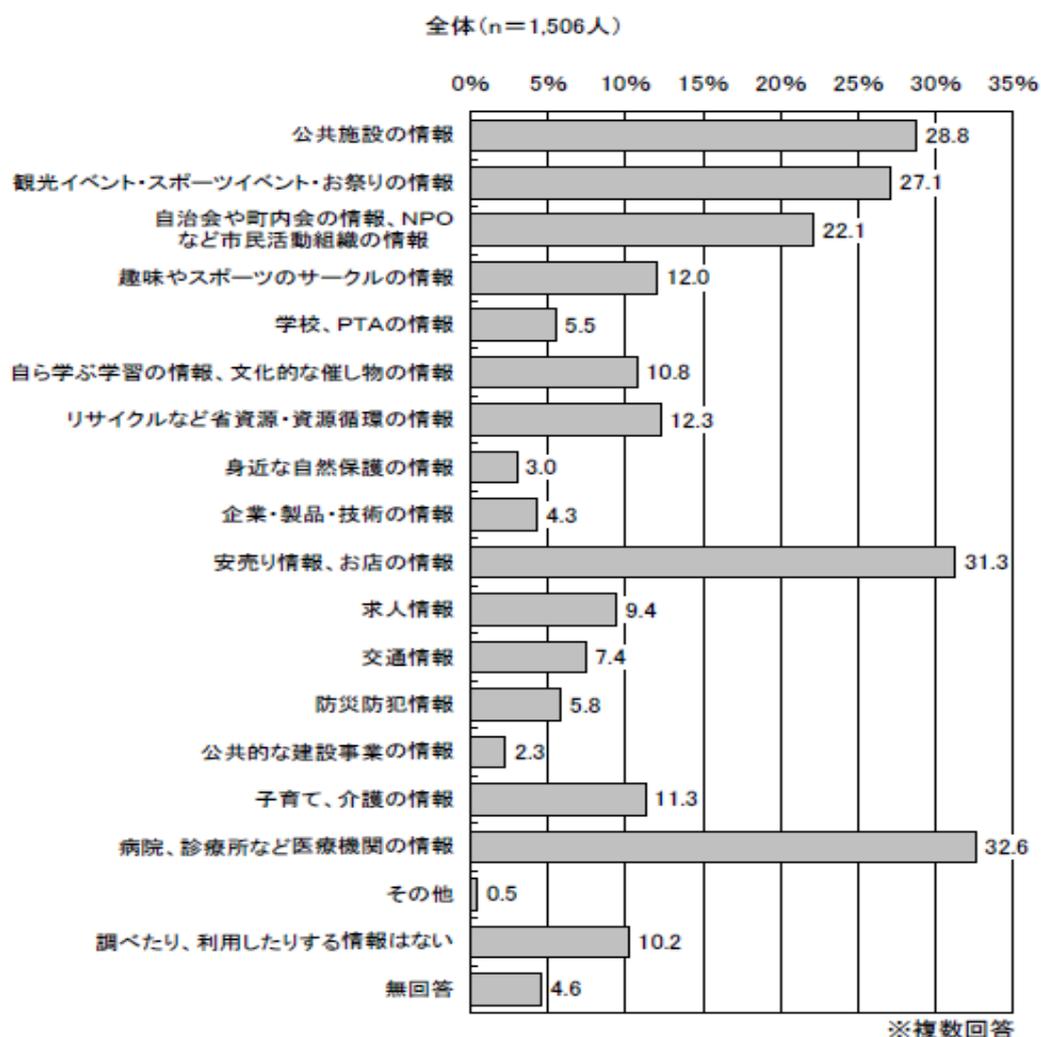


(n=1,621)

市政に関する世論調査(平成21年度)(抜粋)

(2) 地域情報について関心のあるもの

住んでいる地域に関する情報の中で、主にどのような種類の情報を調べ、利用しているかをたずねたところ、病院、診療所など医療機関の情報(32.6%)が最も多く、安売り情報、お店の情報(31.3%)、公共施設の情報(28.8%)、観光イベント・スポーツイベント・お祭りの情報(27.1%)、自治会や町内会の情報、NPOなど市民活動組織の情報(22.1%)と続いています。



相模原の情報伝達に関する社会実態調査報告書(平成20年3月)(抜粋)

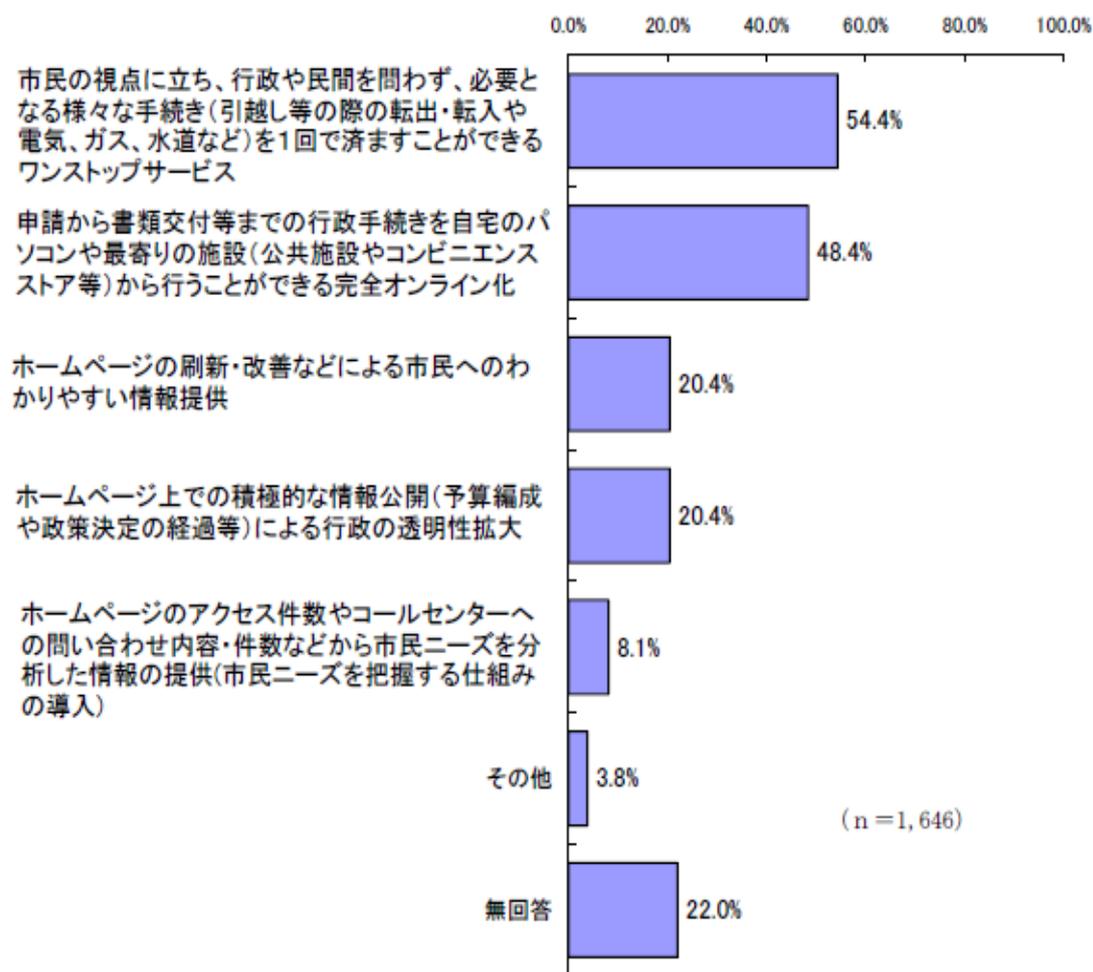
相模原市：さがみはら都市みらい研究所

## ■情報通信技術の活用方法

### (1) 情報通信技術の活用で提供してほしいサービス

情報通信技術の活用で提供してほしいサービスをたずねたところ、「市民の視点に立ち、行政や民間を問わず、必要となる様々な手続きを1回で済ませることができるワンストップサービス」が54.4%でもっとも多く、「申請から書類交付等までの行政手続きを自宅のパソコンや最寄りの施設から行うことができる完全オンライン化」が48.4%と続いて多い状況となっています。

この結果から、市民が行政サービスの提供を受けるうえでの利便性の向上を求めていることが考えられます。

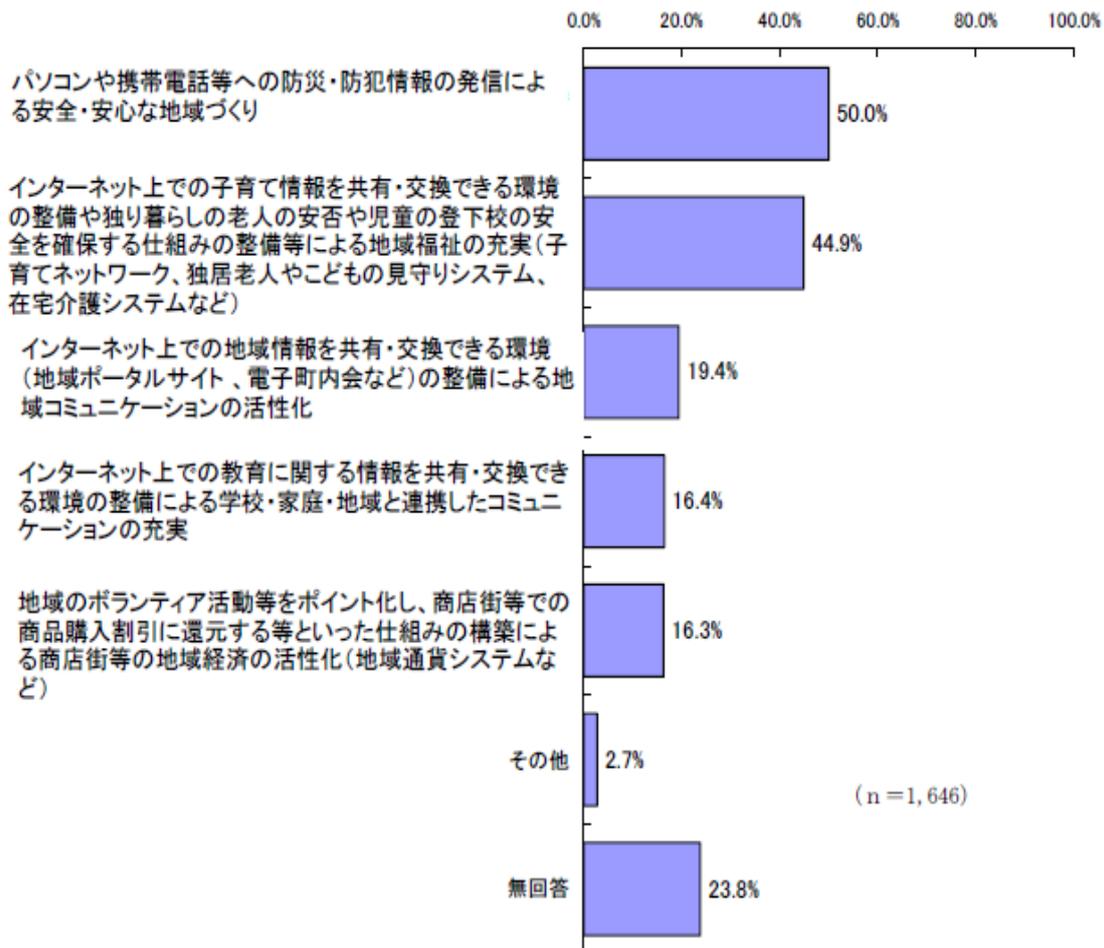


市政に関する世論調査(平成20年度)(抜粋)

(2) 情報通信技術を活用したサービスで解決したい地域の課題

情報通信技術を活用したサービスで解決したい地域の課題をたずねたところ、「パソコンや携帯電話等への防災・防犯情報の発信による安全・安心な地域づくり」が50.0%、「インターネット上での子育て情報を共有・交換できる環境の整備や独り暮らしの老人の安否や児童の登下校の安全を確保する仕組みの整備等による地域福祉の充実」が44.9%と多くなっています。

この結果から、防災・防犯や子どもの安全、独り暮らしの高齢者の安否に不安を抱えている市民が多いことが考えられます。



市政に関する世論調査(平成20年度)(抜粋)

相模原市情報マネジメント推進計画

発行／相模原市

編集／相模原市企画財政局企画部情報政策担当

発行日／平成22年3月

【平成22年4月以降の連絡先】

相模原市企画市民局企画部情報政策課

〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央二丁目11番15号

電話 042-769-9257

FAX 042-769-7035

E-Mail [joho-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:joho-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp)